

通達甲（交. 駐. 駐1）第19号

平成24年12月27日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

放置駐車等追放対策推進要綱の制定について

このたび、別添のとおり、放置駐車等追放対策推進要綱を制定し、平成25年1月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

別添

## 放置駐車等追放対策推進要綱

### 第1 目的

この要綱は、放置駐車等追放対策（以下「追放対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を定め、もって、良好な駐車秩序を確立し、安全で快適な交通社会を実現することを目的とする。

### 第2 準拠

追放対策の推進に当たっては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 放置駐車等 法第44条、第45条、第47条、第48条、第49条の3、第49条の4、第49条の5及び第75条の8第1項の規定並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。
- 2 放置車両の確認等 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けをいう。
- 3 取締り活動ガイドライン 法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託する警察署において、法第51条の12第3項の駐車監視員（以下「駐車監視員」という。）が放置車両の確認等を重点的に行う路線、地域等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」及び確認事務を委託しない警察署（島部警察署を除く。）において、警察官が放置車両の確認等を重点的に行う路線、地域等を定めた「違法駐車取締り活動方針」をいう。
- 4 放置違反金納付命令 法第51条の4第4項本文の規定による命令をいう。
- 5 放置関係使用制限命令 法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）及び法第75条の2第2項の規定による命令をいう。
- 6 自動車の運行供用制限命令 保管場所法第9条第1項の規定による命令をいう。
- 7 放置車両確認機関 法第51条の12第1項に規定する受託者をいう。

### 第4 基本方針

- 1 放置車両確認事務の民間委託制度を効果的に運用するとともに、放置違反金納付命令等により使用者に対する責任追及を徹底する。
- 2 取締り活動ガイドラインによって指定された路線、地域等（以下「重点路線等」とい

う。)を中心とする指導取締りを強化するとともに、悪質性、危険性又は迷惑性の高い違反に対しては、移動措置を含む取締りを効果的に推進する。

3 地域の特性を踏まえた適正かつ合理的な駐車規制を実施するため、駐車規制の見直しを行うとともに、関係機関、団体等に働き掛け、路外駐車施設の整備拡充を促進する。

4 地域の駐車実態、住民の要望、意見等を踏まえ、官民一体となった諸対策を推進するとともに、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を展開する。

## 第5 推進体制

### 1 交通部内関係所属

(1) 交通部内関係所属長は、基本方針に基づき、別表の「交通部内関係所属の推進事項」に掲げる事項について、効果的な追放対策を推進するものとする。

(2) 駐車対策課長は、必要により追放対策を推進するための会議を開催するものとする。この場合において、必要と認める所属長その他の者の出席を求めること。

### 2 警察署

(1) 警察署長（島部警察署長を除く。以下「署長」という。）は、基本方針に基づき、交通課を中心に関係課との連携の下、効果的な追放対策を推進するものとする。

(2) 署長は、必要により追放対策を推進するための会議を開催するものとする。この場合において、必要と認める所属の担当管理官等の出席を求めること。

## 第6 取締り活動ガイドラインの策定等

1 署長は、管内の駐車実態等を総合的に勘案した上で、放置車両の確認等を重点的に行う路線、地域等を定めた取締り活動ガイドラインを策定し、公表するものとする。

2 署長は、取締り活動ガイドラインの策定後においても、管内の駐車実態等の変化並びに取締りに関する要望及び意見を踏まえた見直しを行うものとする。

## 第7 具体的推進要領

交通部内関係所属長及び署長（以下「関係所属長」という。）は、次に掲げる事項について追放対策を推進するものとする。

### 1 指導取締りの強化

(1) 重点路線等において、放置車両であることが確認できた場合は、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章の取付けの対象として取締りを推進する。

(2) 重点路線等以外であっても、110番通報等の駐車苦情又は悪質性、危険性若しくは迷惑性の高い違反に対しては、移動措置を含めた取締りを推進する。

(3) 自転車の通行の安全を確保するため、その通行の妨害となる放置駐車等の指導取締りを推進する。

- (4) 盛り場、駅周辺等の道路及び歩道上における、自転車と混在して放置されている自動二輪車及び原動機付自転車については、自治体に対して放置自転車の撤去等を行うよう積極的に働き掛け、この撤去等と関係した指導取締りを推進する。
- (5) 交通の円滑を阻害するタクシーの客待ち駐車等の違反については、関係機関、団体等と連携した効果的かつ計画的な指導取締りを推進する。
- (6) 駐車規制の見直しにより規制が解除された路線等については、駐車実態を把握し、長時間駐車及び車庫代わり駐車を抑止するため、保管場所法違反の取締りを推進する。

## 2 使用者責任の追及

放置違反金納付命令、放置関係使用制限命令及び自動車の運行供用制限命令に関する諸手続を適正かつ円滑に行い、使用者等に対する責任を徹底して追及する。

## 3 交通規制対策等の推進

- (1) 放置駐車等の抑止を図り、円滑な交通を確保するための交通規制及び交通管制対策を効果的に推進する。
- (2) 駐車実態、交通量、地域の特性等を踏まえ、時間的及び場所的視点の両面から駐車規制の見直しを継続的に推進する。
- (3) 貨物自動車等の短時間駐車需要に対応するため、時間制限駐車区間における規制時間の変更、駐車枠の拡大等を推進する。

## 4 駐車施設の整備拡充

- (1) 駐車施設（自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を駐車する施設を含む。）の整備拡充及び有効活用の促進を図るため、関係機関、団体等に対する働き掛けを強化する。
- (2) 管内における再開発、大型店舗の建設等の事業計画を早期に把握し、事業者等に対して必要な駐車施設の確保等について要請するなど、先行交通対策を推進する。

## 5 事業所等に対する管理者対策の徹底

- (1) 管内の放置駐車等の発生源となっている事業所等を的確に把握し、放置駐車等の抑止対策を指導するなど、徹底した管理者対策を実施する。
- (2) 管内の運輸業者等の実態を的確に把握し、駐車場及び荷さばき場の確保など、放置駐車等を抑止するための指導を強化する。

## 6 駐車抑止広報及び啓発活動の推進

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体の積極的な活用を図り、放置駐車等の抑止を広く都民に広報するほか、ポスター、パンフレット等による啓発活動を広範に展開し、追放対策に関する都民の理解と協力を得る。

- (2) 駐車抑止テレビシステム（交差点に設置されたテレビカメラにより駐車車両を確認し、音声装置により警告及び広報を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を積極的に活用し、交通渋滞の原因となる交差点付近の放置駐車等の排除を図る。

## 7 関係機関、団体等との連携

関係機関、団体等との連携を図り、駐車対策協議会、各種会議等を計画的に開催するとともに、町会、自治会、商店会等に対する働き掛けを強化し、官民一体となった追放対策を強力に展開する。

## 第8 留意事項

- 1 指導取締りに当たっては、放置駐車等を看過しないという厳正な姿勢を堅持するとともに、言動等に十分配慮するものとする。

また、道路不正使用等により通行に支障を生じさせるおそれがある物件については、道路管理者等と連携して排除するなど、道路交通環境の整備に留意するものとする。

- 2 放置車両確認事務の民間委託制度の運用に当たっては、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員との連携を強化し、放置車両の確認等を効果的に推進するものとする。
- 3 街頭活動に当たっては、各種装備資器材を有効に活用し、受傷事故防止に万全を期するものとする。

## 第9 指導教養等

- 1 関係所属長は、追放対策の実効を期するため、部下職員に対して、追放対策の基本方針等を十分理解させるとともに、取締りの根拠法令、具体的な取締要領、放置車両の確認等の要領、書類作成等について、指導教養を徹底するものとする。
- 2 署長は、法第51条の8第1項の規定により確認事務を委託した場合は、放置車両確認機関に対して、駐車監視員活動ガイドラインの周知を図るとともに、契約内容の履行確認を行うなど、確認事務の適正を期するものとする。

## 第10 報告

関係所属長は、次に掲げる事項について、交通部長（駐車対策課長経由）に報告するものとする。

- 1 追放対策に関する推進結果
- 2 追放対策推進中に発生した公務執行妨害事案及び放置駐車等の取締りを端緒とする各種犯罪の検挙事案
- 3 その他追放対策推進中の特異事案

## 第11 関係所属との協力

関係所属長は、相互に連携を密にし、追放対策の実効が上がるように努めるものとする。

## 別表

## 交通部内関係所属の推進事項

所属別	推 進 事 項
交通総務課	1 関係所属との連絡調整、警察署に対する指導及び報道機関等に対する広報に関する事。 2 主管業務を通じた交通関係団体に対する放置駐車等の抑止のための協力要請及び連絡調整に関する事。 3 交通機動隊の効果的かつ組織的な取締りのための運用及び連絡調整に関する事。
交通執行課	放置駐車等に係る交通反則切符等の処理手続の指導に関する事。
交通規制課	1 放置駐車等を抑止し、交通の円滑化を確保するための交差点対策及び路線対策に関する事。 2 駐車規制に関する事。 3 先行交通対策及びタクシーの客待ち駐車等の抑止対策に関する事。 4 主管業務を通じた関係機関、団体等に対する放置駐車等の抑止のための協力要請に関する事。
交通管制課	1 放置駐車等の抑止に係る交通情報の収集等に関する事。 2 駐車抑止テレビシステムの保守管理に関する事。
駐車対策課	1 放置駐車等の実態把握及び追放対策の推進に関する事。 2 発生源対策、自動車の保管場所の確保対策等の指導に関する事。 3 放置駐車等の抑止に係る広報及び関係機関、団体等に対する協力要請に関する事。 4 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置及び運用に関する事。 5 放置駐車等の指導取締り及び取締り活動ガイドラインに関する事。 6 放置車両確認事務に関する事。 7 放置違反金納付命令、放置関係使用制限命令及び自動車の運行供用制限命令の諸手続に関する事。
運転免許本部	各種講習会等の機会を活用し、又は指定自動車教習所等を通じた放置駐車等の抑止のための啓発活動に関する事。